

令和4年度 第2回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和4年7月29日（金）15時30分～
会 場：福岡市役所 9階 特別会議室2

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1）路線バス脇山支線の運行内容見直しについて

2）賀茂藤崎線の割引等について（報告）

3）オンデマンド交通社会実験の取組状況について（報告）

3 閉 会

令和4年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしばし ゆういち 石橋 雄一	
九州運輸局 福岡運輸支局長	く せ かずひこ 久世 和彦	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみはら たけし 富原 毅	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	にし とくよ 西 十九代	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

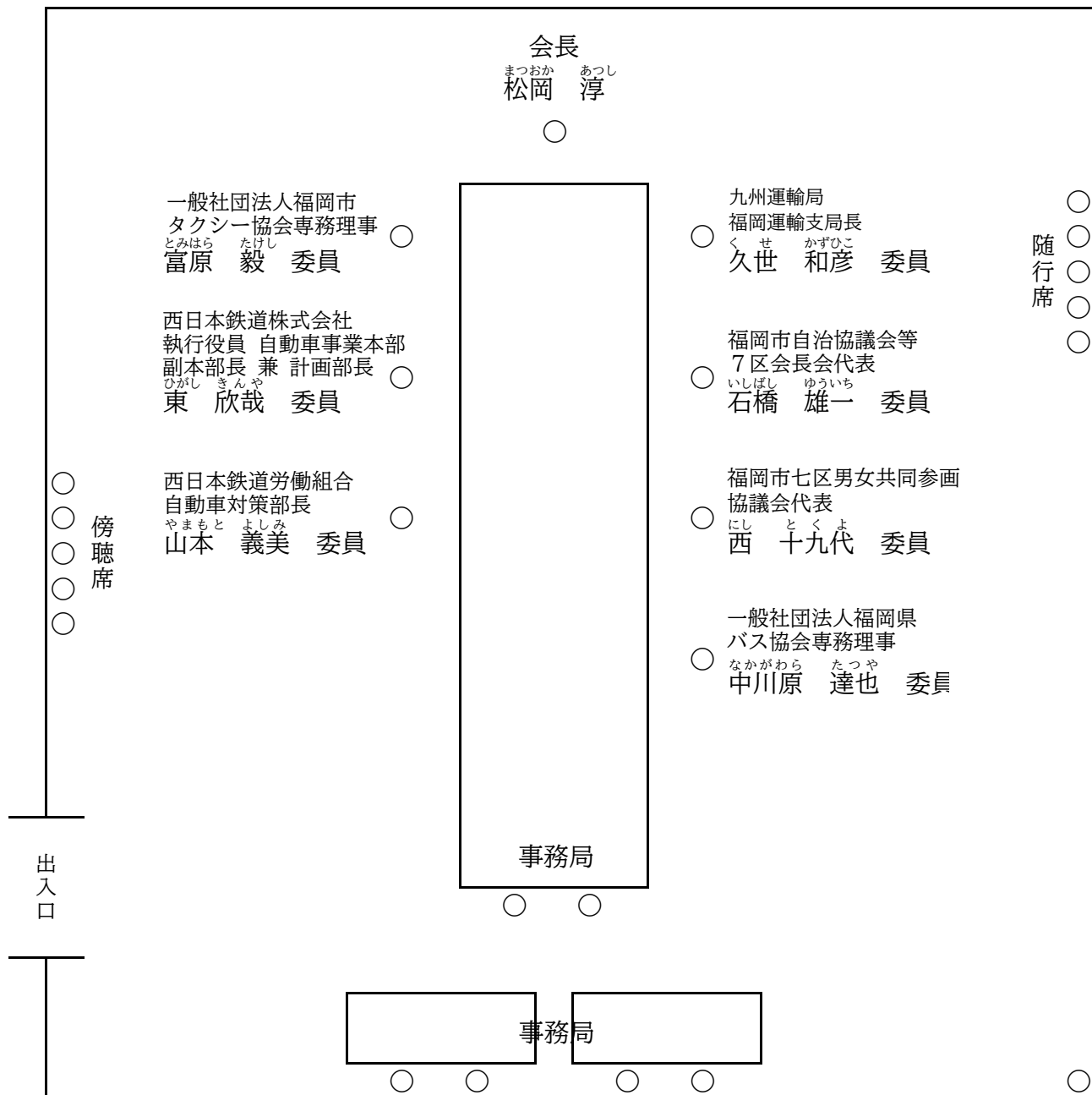
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たなか とよひさ 田中 豊久	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和4年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和4年7月29日（金） 15時30分から

会場：福岡市役所 9階 特別会議室2



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに關し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題3

議題1
議題2

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年 8 月16日規則第112号

平成26年 3 月31日規則第89号

平成28年 3 月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成24年8月16日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第89号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- （1）運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

路線バス脇山支線の 運行内容見直しについて

路線バス脇山支線の運行内容見直しについて

1. 路線概要

早良区南部地域を運行する脇山支線は、平成 21 年 3 月に運行事業者から廃止の申し出があり、これに伴い飯場、曲渕、石釜、西、椎原の各地区が公共交通空白地となることから、平成 22 年 4 月より運行経費に補助することで代替交通を確保している。

早良区南部地域バス連絡協議会（地域、交通事業者、行政で構成）において、利用実態等を踏まえながら協議を行っており、平成 30 年 3 月には、バスルート変更や大字西地区予約型乗合タクシーの導入といった運行内容の見直しを行い、利便性向上を図っている。

（経緯）

平成 22 年 4 月 西日本鉄道㈱より代替交通運行開始

平成 30 年 3 月 運行内容見直し（ルート変更、予約型乗合タクシー導入（大字西地区））

（脇山支線沿線地区の現状）

人口：12,975 名、世帯数：5,876 世帯、高齢化率：34.2%（市全体 22.5%）

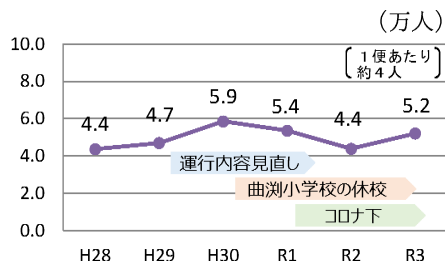
〔脇山、内野、曲渕、早良、入部校区の一部〕（令和 3 年 9 月末現在住民基本台帳による）

2. 運行内容見直しについて

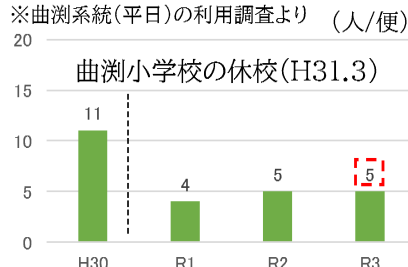
（1）現在の課題・状況

- ・平成31年 3 月曲渕小学校休校や新型コロナウイルス感染症の影響等により利用者減
- ・特に曲渕系統は、小学校休校により利用者が少ない状況

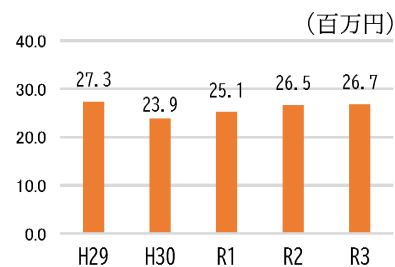
<脇山支線年間利用者推移>



<曲渕系統の便当たり最大利用者数>



<補助金交付実績>



（2）協議等の経緯

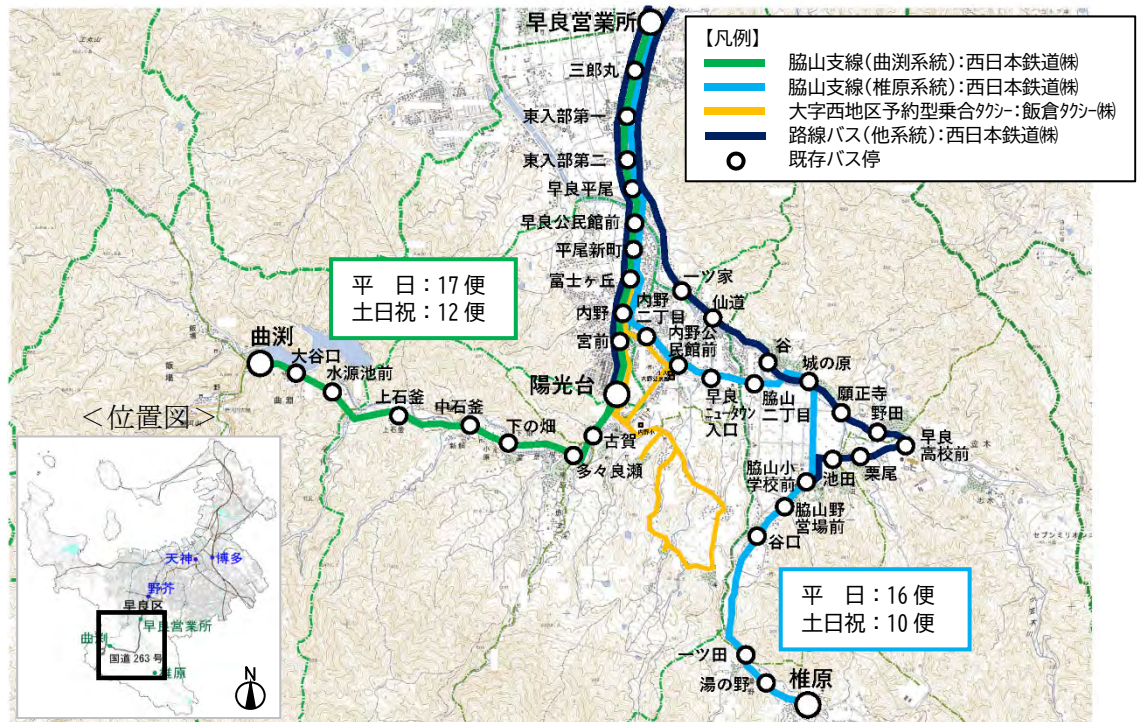
- ・令和 2 年度に曲渕系統沿線地域（曲渕・石釜等）へアンケート調査を実施
- ・令和 3 年度より「曲渕系統運行検討会」を立ち上げ、関係者と協議を重ね、「バス連絡協議会」で運行内容見直しの方向性（車両小型化等）に合意、公募により運行事業者を決定（飯倉タクシー㈱）
- ・令和 4 年度より運行事業者を含め、関係者と運行内容の詳細を協議し、運行内容見直しについて「バス連絡協議会」（令和 4 年 7 月 21 日開催）で合意

（3）見直しスケジュール

- ・運行見直し予定日：令和 4 年 10 月 1 日（土）

- ・曲渕系統：地域の実情を踏まえ、車両を小型化(中型バス→ジャンボタクシー車両)し、バス停まで遠い集落へ運行などルートを変更、ダイヤ調整を行い、利便性向上を図る
※路線バス脇山支線(曲渕系統)に替え、曲渕線乗合タクシーを導入
- ・椎原系統：地域の実情を踏まえ、ダイヤ調整等を行い利便性向上を図る

【現在】



【凡例】

- 曲淵線乗合タクシー：飯倉タクシー(株)
- ※・・・・・・はルート切替え前
- 脇山支線(椎原系統)：西日本鉄道(株)
- 大字西地区予約型乗合タクシー：飯倉タクシー(株)
- 路線バス(他系統)：西日本鉄道(株)
- 既存バス停
- 新設バス停(ルート切替え含む)

平日：17便→19便(+2便)
土日祝：12便→14便(+2便)
※曲淵～陽光台間

便利施設等の方面へ
バスルート切替え

ルートを延伸、集落へ運行
※平日10便、土日祝日8便

＜曲淵系統＞

車両小型化

平日：16便→17便(+1便)
土日祝：10便→10便

進行車両

3. 曲淵線乗合タクシー運行計画

(1) 運行事業者 飯倉タクシー株式会社

(2) 運行の態様 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3 第1号）

(3) 運行ダイヤ及び運行ルート ※別紙「ダイヤ（案）」のとおりに運行を予定

<運行ダイヤ>

・平日 7:00 ～ 20:08 19便

・土日祝 7:00 ～ 19:23 14便

<運行ルート>

・ルート① 曲淵～陽光台 片道 4.4 km（平日：2便、土日祝：2便）

・ルート② 曲淵～早良営業所 片道 9.8 km（平日：7便、土日祝：4便）

・ルート③ 飯場～野河内溪谷入口～曲淵～唐の原～早良営業所 片道 12.4 km
（平日：10便、土日祝：8便）

<ルート①>



<ルート②>



<ルート③>



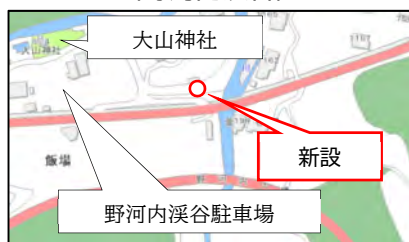
(4) 乗降場所 25箇所 ※上図<ルート③>及び別紙「ダイヤ（案）」参照

・ルート変更等に伴い、5箇所新設（飯場、野河内溪谷入口、石釜公民館前、唐の原、内野小学校前）

（飯場）



（野河内溪谷）



（石釜公民館前）



（唐の原）



（内野小学校前）

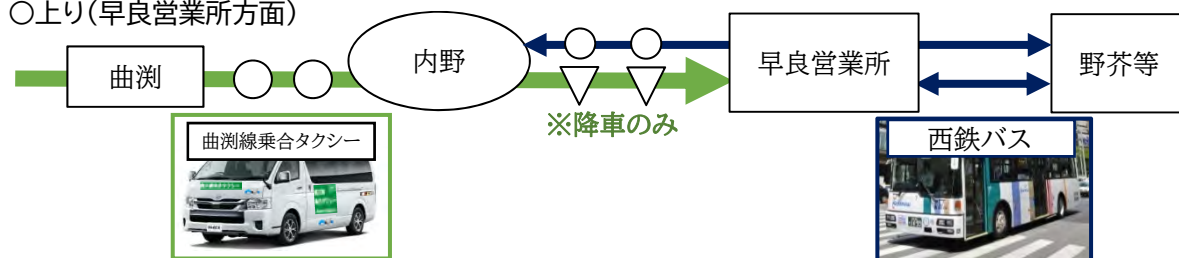


- ・曲淵～古賀のバス停は西日本鉄道株式会社より飯倉タクシー株式会社へ譲渡
- ・陽光台、内野公民館～早良営業所のバス停は西日本鉄道株式会社と共同利用

(5) 乗降制限

- ・既存路線バスが運行している区間（内野～早良営業所）の乗降を限定し、効率的な運行を図る

○上り(早良営業所方面)



○下り(曲淵方面)



※陽光台～早良営業所間内の移動は既存バス（西鉄）利用

(6) 運行車両

○常用車

- ・使用車両：ジャンボタクシー車両1台（定員9名）
- ・車両サイズ：長さ5,380mm、幅1,880mm、高さ2,285mm、
車両総重量2,600kg

(車両イメージ)



- ・バリアフリーの適合の確認：

※車両に路線名等を表示

省令（※1）第43条基準の適用除外の申請をすることとしており、ガイドライン（※2）の移動等円滑化基準に基づく整備内容を満たした車両としている。

- ※1「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」
 ※2「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編（4）乗合タクシー（令和3年3月国土交通省総合政策局生活政策課）」

<車両仕様> ※太字がガイドラインの移動等円滑化基準に基づく整備内容

項目		仕様
デザイン		・路線名や行先、運行事業者名称やロゴを車両前面、後面及び左側面に表示 ・乗合車両と分かるよう表示
乗降口	扉	・自動ドアを整備
	踏み段(ステップ)	・ 踏み段(ステップ)を整備することとし、その端部を識別できるよう周囲部と彩度等の差を設ける
	手すり	・乗降口の左右に高齢者や障害者等が両手でつかめる間隔で設置
車内レイアウト等		・床面は滑りにくい仕上げがなされたもの ・各席での立ち座りがしやすいよう手すりやグリップを設置 ・折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保 ・各種表示物(旅客の物品の持込制限や旅客の禁止行為、禁煙の表示、路線図)を掲示
設備	運賃箱	・運賃箱を設置
	車内放送	・次停車場等の情報を乗務員が音声で知らせる
	降車ボタン	・各乗客が押しやすい場所に設置
その他		・聴覚、言語障害者とのコミュニケーションの円滑化のため、筆談用具を備える ・冷暖房完備、ドライブレコーダーや感染防止シートを設置 ・降雪時に運行できるよう準備

○予備車 ※予備車は一般タクシーと併用

- ・使用車両：ジャンボタクシー車両1台（定員9名）
小型タクシー1台（定員4名） 計2台
- ・その他：定員以上の利用者がいた場合は続便運行を行う

(7) 運賃

- ・150 円～300 円で設定(50 円単位で支払を簡便化)

運賃																	飯場								
対象者	運賃																野河内 溪谷入口	150							
一般(中学生以上)	表のとおり																曲淵	150	150						
小児(小学生)	半額(※1)																大谷口	150	150	150					
幼児(1歳以上6歳未満)	無料(※2)																水源池前	150	150	150	150				
乳児(1歳未満)	無料																上石釜	150	150	150	150	150			
障がい者(※3)	半額(※1)																中石釜	150	150	150	150	150	150		
※1 10円未満切り上げ																	石釜 公民館前	150	150	150	150	150	150	150	
※2 単独乗車又は同伴者1名につき2名を超える幼児については、 小児運賃の支払が必要																	下の畑	150	150	150	150	150	150	150	150
※3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の所持者																	唐の原	150	150	150	150	150	150	150	150
																	多々良瀬	150	150	150	150	150	150	150	150
																	古賀	150	150	150	150	150	150	150	150
																	陽光台	150	150	150	150	150	150	150	150
																	内野 小学校前	150	150	150	150	150	150	150	150
																	内野 公民館前	150	150	150	150	150	150	150	150
																	内野 二丁目	150	150	150	150	150	150	150	150
内野	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	200	200	200	200	200								
富士ヶ丘	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	200	200	250	250	250	250								
平尾新町	150	150	150	150	150	150	150	150	150	200	200	200	250	250	250	250	250								
早良 公民館前	150	150	150	150	150	150	150	150	150	200	200	200	250	250	300	300	300								
早良平尾	150	150	150	150	150	150	150	150	200	200	200	250	250	300	300	300	300								
東入部 第二	150	150	150	150	150	150	150	150	200	200	200	250	250	300	300	300	300								
東入部 第一	200	200	200	200	200	200	200	200	200	250	250	250	300	300	300	300	300								
三郎丸	200	200	200	200	200	200	200	200	250	250	250	300	300	300	300	300	300								
早良 営業所	200	200	200	200	200	200	200	200	250	250	250	300	300	300	300	300	300								

※半額料金：150→80 円、200 円→100 円、250 円→130 円、300 円→150 円

(8) 支払方法

- ・現金払い等 ※各種割引等を導入

<各種割引等>

割引の種類	概要	券種
回数乗車券	高齢者乗車券・福祉乗車券の券種 ※最大12,000円(申請月と所得により交付額が相違) ※年に1度、対象者が本路線の券種を選択された場合に交付	・高齢者乗車券 ・福祉乗車券
乗車チケット	11枚綴で1回分無料の乗車チケット	・1,500円券(150円×11枚) ・2,000円券(200円×11枚) ・2,500円券(250円×11枚) ・3,000円券(300円×11枚)
定期乗車券 (※1)	学生の通学、65歳以上の方向けの定期乗車券 ※1ヶ月あたり6,000円(小学生、中学生、障害者は半額)	・定期乗車券(1ヶ月) ・定期乗車券(3ヶ月) ・定期乗車券(6ヶ月)

※1 学生は小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専門学校等

小学生、中学生、65歳以上の方は健康保険証等で確認し、高校生以上は学生証等で在学状況を確認し交付

(9) 市補助金

- ・運行に関し必要となる経費は、福岡市生活交通確保バス運行補助金の対象とし、要綱に基づき交付する

(10) 協議

- ・交通管理者 早良警察署
- ・道路管理者 早良区役所

(11) 運行開始（予定）

- ・令和4年10月1日 運行開始（路線バスダイヤ改正日より運行）

<（参考）運行内容比較>

変更箇所は太字

	現行		見直し内容	
運行事業者	西日本鉄道株式会社		飯倉タクシー株式会社	
運行の態様	路線定期運行		路線定期運行	
運行車両	中型バス(定員 55 名)		ジャンボタクシー(定員9名)	
運行ルート	曲渕～陽光台～早良営業所		<ルート①> 曲渕～石釜公民館前～陽光台 <ルート②> 曲渕～石釜公民館前～陽光台(折り返し)～ 内野小学校前～早良営業所 <ルート③> 飯場・野河内溪谷入口～曲渕～石釜公民館前～唐の原 ～陽光台(折り返し)～内野小学校前～早良営業所	
運行ダイヤ	平日 7:05～20:09	土日祝 7:15～19:29	平日 7:00～20:08	土日祝 7:00～19:23
運行本数	平日 :17 便(上り8便、下り9便) 土日祝:12 便(上り6便、下り6便)		平日 :19 便(上り9便、下り 10 便) 土日祝:14 便(上り 7 便、下り 7 便) ※うち、飯場、唐の原等へ平日 10 便、土日祝日8便運行	
バス停	19 箇所		25箇所	
乗降方法	—		乗降場所を限定 ※内野～早良営業所は上りは降車のみ、下りは乗車のみ ※陽光台～早良営業所間は西鉄バス利用	
運賃	170 円～360 円		150 円～300 円	
支払方法	現金	○	現金	○
	定期券等	西鉄サービス(IC カード、 グラントパス65、定期券等)	定期券等	11 枚綴で1回分無料の乗車チケット、 定期乗車券
	高齢者乗車券 ・福祉乗車券	交通用福祉 IC カード	高齢者乗車券 ・福祉乗車券	回数乗車券

3. 議決事項

(1)路線バス脇山支線(曲渕系統)の廃止

【運行事業者】

- ・西日本鉄道株式会社

【届出内容】

- ・廃止固有区間：4.4 k m [固有区間：他の路線と重複しない路線]
 - ・廃止停留所：8箇所
(曲渕、大谷口、水源池前、上石釜、中石釜、下の畑、多々良瀬、古賀)
 - ・廃止予定：令和4年9月30日
- ※代替交通として曲渕線乗合タクシーを導入

(2)曲渕線乗合タクシー運行計画

【運行事業者】

- ・飯倉タクシー株式会社

【届出内容】

- ①運賃申請：届出運賃
- ②使用車両：ジャンボタクシー車両（定員9名）を使用
- ③最低車両数の弾力化：常用1台
- ④車両併用：予備車は一般タクシーと併用
- ⑤処理期間の短縮

なお、運行ダイヤのみを変更する場合は、「早良区南部地域バス連絡協議会」にて合意の上、福岡運輸支局に届出を行う

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

(1) 路線バス脇山支線（曲渕系統）の廃止

【議決が必要な項目】路線の廃止又は休止の届出時期の短縮

→協議を調えることにより、届出時期6ヶ月前を30日前までに短縮することが可能。

(2) 曲渕線乗合タクシー運行計画

【議決が必要な項目】①運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】②使用車両（使用する車両の弾力化）

→協議を調えることにより、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】③最低車両数（最低車両数の弾力化）

→協議を調えることにより、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両＋予備1両）が緩和される。

【議決が必要な項目】④車両併用（車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例）

→協議を調えることにより、他の旅客自動車運送事業と併用（事業者のタクシーを使用し、一般タクシーと併用）することが可能。

【議決が必要な項目】⑤処理期間の短縮

→協議を調えることにより、届出時期3ヶ月前を30日前までに短縮することが可能。

<平日ダイヤ(案)>

○曲淵 ⇒ 早良営業所 (早良営業所方面行)

バス停名	運行便	平日								
		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
飯場			7:30	8:50	10:20	11:45		15:15		—
野河内溪谷入口			7:33	8:53	10:23	11:48		15:18		—
曲淵		7:00	7:35	8:55	10:25	11:50	14:10	15:20	17:05	18:15
大谷口		7:01	7:36	8:56	10:26	11:51	14:11	15:21	17:06	18:16
水源池前		7:02	7:37	8:57	10:27	11:52	14:12	15:22	17:07	18:17
上石釜		7:03	7:38	8:58	10:28	11:53	14:13	15:23	17:08	18:18
中石釜		7:04	7:39	8:59	10:29	11:54	14:14	15:24	17:09	18:19
石釜公民館前		7:04	7:39	8:59	10:29	11:54	14:14	15:24	17:09	18:19
下の畑		7:05	7:40	9:00	10:30	11:55	14:15	15:25	17:10	18:20
唐の原		—	7:43	9:03	10:33	11:58	—	15:28	—	—
多々良瀬		7:06	7:44	9:04	10:34	11:59	14:16	15:29	17:11	18:21
古賀		7:07	7:45	9:05	10:35	12:00	14:17	15:30	17:12	18:22
陽光台		7:09	7:47	9:07	10:37	12:02	14:19	15:32	17:14	18:24
内野小学校前			7:49	9:09	10:39	12:04	14:21	15:34	17:16	18:26
内野公民館前			7:51	9:11	10:41	12:06	14:23	15:36	17:18	18:28
内野二丁目			7:53	9:13	10:43	12:08	14:25	15:38	17:20	18:30
内野	〈降車のみ〉		7:54	9:14	10:44	12:09	14:26	15:39	17:21	18:31
富士ヶ丘			7:55	9:15	10:45	12:10	14:27	15:40	17:22	18:32
平尾新町			7:55	9:15	10:45	12:10	14:27	15:40	17:22	18:32
早良公民館前			7:56	9:16	10:46	12:11	14:28	15:41	17:23	18:33
早良平尾			7:56	9:16	10:46	12:11	14:28	15:41	17:23	18:33
東入部第二			7:57	9:17	10:47	12:12	14:29	15:42	17:24	18:34
東入部第一			7:58	9:18	10:48	12:13	14:30	15:43	17:25	18:35
三郎丸			7:59	9:19	10:49	12:14	14:31	15:44	17:26	18:36
早良営業所			7:59	9:19	10:49	12:14	14:31	15:44	17:26	18:36

○早良営業所 ⇒ 曲淵 (曲淵方面行)

バス停名	運行便	平日								
		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
早良営業所			8:05	9:30	11:00	13:00	14:40	15:50	17:35	18:45
三郎丸			8:06	9:31	11:01	13:01	14:41	15:51	17:36	18:46
東入部第一			8:07	9:32	11:02	13:02	14:42	15:52	17:37	18:47
東入部第二			8:08	9:33	11:03	13:03	14:43	15:53	17:38	18:48
早良平尾			8:09	9:34	11:04	13:04	14:44	15:54	17:39	18:49
早良公民館前			8:10	9:35	11:05	13:05	14:45	15:55	17:40	18:50
平尾新町			8:10	9:35	11:05	13:05	14:45	15:55	17:40	18:50
富士ヶ丘			8:11	9:36	11:06	13:06	14:46	15:56	17:41	18:51
内野			8:12	9:37	11:07	13:07	14:47	15:57	17:42	18:52
内野二丁目			8:13	9:38	11:08	13:08	14:48	15:58	17:43	18:53
内野公民館前			8:15	9:40	11:10	13:10	14:50	16:00	17:45	18:55
内野小学校前			8:17	9:42	11:12	13:12	14:52	16:02	17:47	18:57
陽光台		7:09	8:19	9:44	11:14	13:14	14:54	16:04	17:49	18:59
古賀		7:11	8:21	9:46	11:16	13:16	14:56	16:06	17:51	19:01
多々良瀬		7:12	8:22	9:48	11:18	13:18	14:57	16:07	17:52	19:02
唐の原		—	—	9:50	11:20	13:20	—	16:09	17:54	—
下の畑		7:13	8:23	9:51	11:21	13:21	14:58	16:10	17:55	19:03
石釜公民館前		7:14	8:24	9:52	11:22	13:22	14:59	16:11	17:56	19:04
中石釜		7:14	8:24	9:52	11:22	13:22	14:59	16:11	17:56	19:04
上石釜		7:15	8:25	9:53	11:23	13:23	15:00	16:12	17:57	19:05
水源池前		7:16	8:26	9:54	11:24	13:24	15:01	16:13	17:58	19:06
大谷口		7:16	8:26	9:54	11:24	13:24	15:01	16:13	17:58	19:06
曲淵		7:18	8:28	9:56	11:26	13:26	15:03	16:15	18:00	19:08
野河内溪谷入口				9:58	11:28	13:28		16:17	18:02	
飯場				10:01	11:31	13:31		16:20	18:05	

<土日祝ダイヤ(案)>

○曲淵 ⇒ 早良営業所 (早良営業所方面行)

バス停名	運行便	土日祝						
		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
飯場				8:55	11:25	13:55	15:55	
野河内溪谷入口				8:58	11:28	13:58	15:58	
曲淵		7:00	7:35	9:00	11:30	14:00	16:00	18:30
大谷口		7:01	7:36	9:01	11:31	14:01	16:01	18:31
水源池前		7:02	7:37	9:02	11:32	14:02	16:02	18:32
上石釜		7:03	7:38	9:03	11:33	14:03	16:03	18:33
中石釜		7:04	7:39	9:04	11:34	14:04	16:04	18:34
石釜公民館前		7:04	7:39	9:04	11:34	14:04	16:04	18:34
下の畑		7:05	7:40	9:05	11:35	14:05	16:05	18:35
唐の原		—	—	9:08	11:38	14:08	16:08	—
多々良瀬		7:06	7:41	9:09	11:39	14:09	16:09	18:36
古賀		7:07	7:42	9:10	11:40	14:10	16:10	18:37
陽光台		7:09	7:44	9:12	11:42	14:12	16:12	18:39
内野小学校前			7:46	9:14	11:44	14:14	16:14	18:41
内野公民館前			7:48	9:16	11:46	14:16	16:16	18:43
内野二丁目			7:50	9:18	11:48	14:18	16:18	18:45
内野	〈降車のみ〉		7:51	9:19	11:49	14:19	16:19	18:45
富士ヶ丘			7:52	9:20	11:50	14:20	16:20	18:46
平尾新町			7:53	9:20	11:50	14:20	16:20	18:46
早良公民館前			7:53	9:21	11:51	14:21	16:21	18:47
早良平尾			7:54	9:21	11:51	14:21	16:21	18:47
東入部第二			7:55	9:22	11:52	14:22	16:22	18:48
東入部第一			7:56	9:23	11:53	14:23	16:23	18:49
三郎丸			7:57	9:24	11:54	14:24	16:24	18:50
早良営業所			7:57	9:24	11:54	14:24	16:24	18:50

○早良営業所 ⇒ 曲淵 (曲淵方面行)

バス停名	運行便	土日祝						
		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
早良営業所	〈乗車のみ〉		8:05	10:40	13:00	15:00	17:30	19:00
三郎丸			8:06	10:41	13:01	15:01	17:31	19:01
東入部第一			8:07	10:42	13:02	15:02	17:32	19:02
東入部第二			8:08	10:43	13:03	15:03	17:33	19:03
早良平尾			8:09	10:44	13:04	15:04	17:34	19:04
早良公民館前			8:10	10:45	13:05	15:05	17:35	19:05
平尾新町			8:10	10:45	13:05	15:05	17:35	19:05
富士ヶ丘			8:11	10:46	13:06	15:06	17:36	19:06
内野			8:12	10:47	13:07	15:07	17:37	19:07
内野二丁目			8:13	10:48	13:08	15:08	17:38	19:08
内野公民館前			8:15	10:50	13:10	15:10	17:40	19:10
内野小学校前			8:17	10:52	13:12	15:12	17:42	19:12
陽光台		7:09	8:19	10:54	13:14	15:14	17:44	19:14
古賀		7:11	8:21	10:56	13:16	15:16	17:46	19:16
多々良瀬		7:12	8:22	10:58	13:18	15:18	17:48	19:17
唐の原		—	—	11:00	13:20	15:20	17:50	—
下の畑		7:13	8:23	11:01	13:21	15:21	17:51	19:18
石釜公民館前		7:14	8:24	11:02	13:22	15:22	17:52	19:19
中石釜		7:14	8:24	11:02	13:22	15:22	17:52	19:19
上石釜		7:15	8:25	11:03	13:23	15:23	17:53	19:20
水源池前		7:16	8:26	11:04	13:24	15:24	17:54	19:21
大谷口		7:16	8:26	11:04	13:24	15:24	17:54	19:21
曲淵		7:18	8:28	11:06	13:26	15:26	17:56	19:23
野河内溪谷入口				11:08	13:28	15:28	17:58	
飯場				11:11	13:31	15:31	18:01	

賀茂藤崎線の割引等について

賀茂藤崎線の割引等について

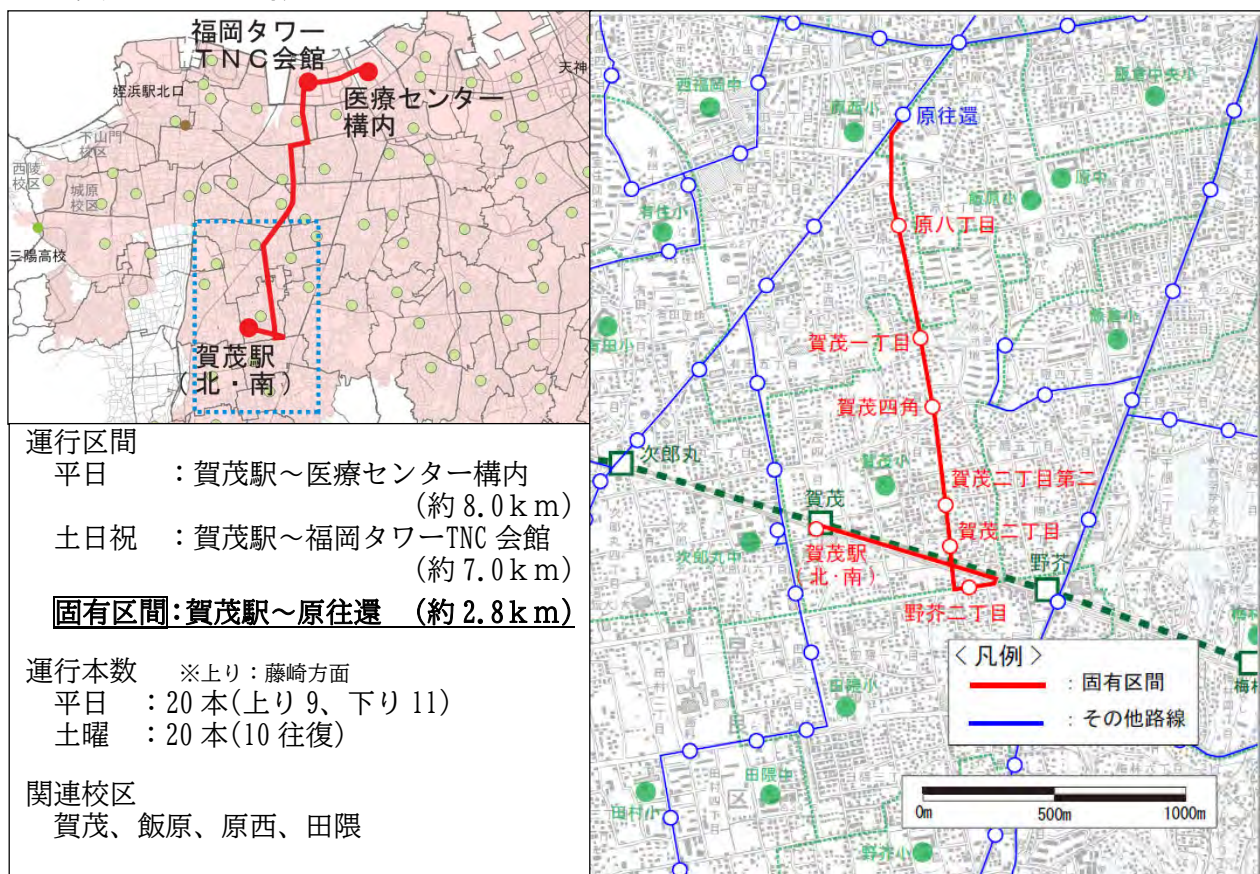
1. 趣旨

賀茂藤崎線については、平成22年に廃止申し出があり、平成24年度第1回福岡市地域公共交通会議において協議運賃で運行されており、地域等と利用促進を行うなど、路線維持に取り組んでいる。

令和3年12月に西日本鉄道(株)において、バス利用促進のため、「子ども50円バス」施策を西鉄グループが運行する全地域で行うことから、賀茂藤崎線においても、令和3年度第3回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、同施策が実施されている。

今後、同様の施策を別日程で行う場合は、事業者にて関係者と協議の上、必要な手続きを行い実施し、結果を地域公共交通会議に報告することとなっており、令和4年7月から同施策が実施されたことから、本会議に報告するもの。

2. 賀茂藤崎線の概要



<参考> ※令和3年度第3回福岡市地域公共交通会議の議決事項

(1) 議決事項

運賃申請：届出運賃（割引等）

※以後、同様の施策を別日程で行う場合は、事業者にて関係者と協議の上、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）
 運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）
 →協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

3. 運賃

賀茂藤崎線の大人（12歳以上（中学生以上））運賃表は下表のとおり（九州医療センター）→

小児運賃（6歳以上12歳未満（小学生））半額

※主要停留所の運賃のみ記載

※5円の端数は10円単位に切り上げ

：固有区間

※固有区間で乗降した場合が協議運賃

										(原八丁目) →																			
																				目原八丁目									
																				210 210 210 210 210 300 300 300 360									
																				丁賀目茂一									
																				210 210 210 210 210 300 300 300 420									
																				丁賀目茂二									
																				210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				北賀茂駅									
																				210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				南賀茂駅									
																				210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				丁野芥二									
																				210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				丁賀目茂二									
																				210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				丁賀目茂一									
																				210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				目原八丁目									
																				(原八丁目) →									
																				210 210 210 210 210 210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				原往還									
																				210 210 210 210 210 210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				原									
																				170 210 210 210 210 210 210 210 210 210 220 270 270 360 360 420									
																				丁弥生二									
																				170 170 210 210 220 220 220 220 220 220 220 220 270 270 360 360 420									
																				早良口									
																				150 (170) 170 170 210 210 270 270 270 270 270 270 270 270 270 360 360 420									
																				(藤崎) →									
																				藤崎									
																				150 (170) 150 (170) 170 170 210 210 270 270 270 270 270 270 270 270 360 360 420									
																				浜もち									
																				150 (170) 170 180 200 200 300 300 360 360 360 360 360 360 360 360 360 420									
																				南口福岡タワー									
																				170 170 170 180 200 200 300 300 360 360 360 360 360 360 360 360 420									
																				S医療センター前									
																				170 170 170 170 180 200 200 300 300 360 360 360 360 360 360 360 420									
																				九州医療センター									
																				(九州医療センター) →									
																				190 190 190 190 200 240 260 260 360 360 42									

オンデマンド交通社会実験の 取組状況について

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

1. 社会実験の趣旨

- 高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域の生活交通確保が課題
(高齢者の主な移動ニーズ(R1調査)：日中の買い物等の移動はあるが、頻度は週2～3回)
- 地域のニーズと交通手段をマッチングさせ、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりが必要
- 取組みの一つとして、「オンデマンド交通」を活用して運行内容の工夫等の社会実験を実施
(運行内容の工夫等：例1 広域運行(柔軟なエリア設定)、例2 曜日別運行)
- 持続可能とするため、地域の積極的な参画のもと、**地域・交通事業者・市の三者で共働した取組みを実施**

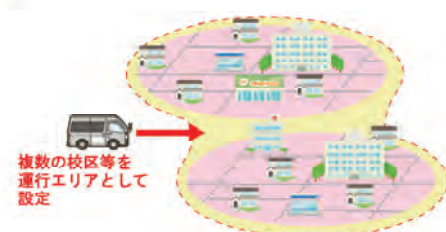
※市は、交通事業者と締結する協定書をもとに、初期経費や収支差額を負担

【オンデマンド交通】

- ・時刻表がなく電話やインターネットで予約、A Iを活用するなど、最適なルートで運行
- ・面的に一定の需要が広がるエリア内での比較的短距離の移動に用いられる



例1：広域運行（柔軟なエリア設定）
(複数校区等)



例2：曜日別運行
(複数校区等)



※2つ又は3つの地区で曜日を組み合わせで運行

予約（乗りたい時間・場所などを伝える）
※電話やスマートフォン

指定された時間・乗り場で待つ

車両がきたら乗る

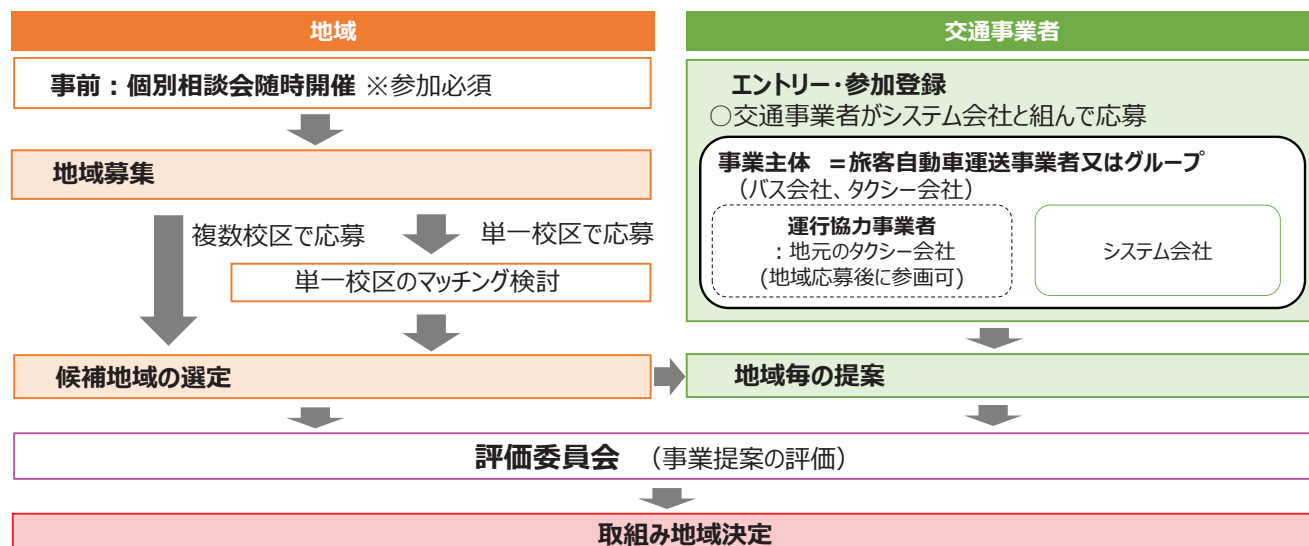
運賃を支払う



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

2. 地域・交通事業者の募集の流れ

- 市と共働で、運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集
- 評価委員会による交通事業者の評価等を経て、市で地域と交通事業者をマッチングし、決定



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

3. 地域および交通事業者の募集条件について

地域	交通事業者
(1) 公共交通が不便な地域※を含む地域であること ※バス停から概ね500m以上、駅から1km以上離れた地域 ※バス停・駅との高低差が概ね40m以上の地域 ※バス停・駅までの経路について、迂回を要する、坂道がきつい等、公共交通が不便と考えられる地域 (2) 面的に一定の需要が広がり、複数校区等で広域、曜日別運行等に取り組む地域であること (3) 生活交通の必要性を認識し、その確保に向けて他校区と連携し、主体的な取組み※ができること ※地域の主な役割として、交通事業者や市と協力して取り組んでいただくこと ・運行内容等を話し合う場の立ち上げ・運営 ・乗り場の設置などの検討・協議 ・地域企業等からの協賛に関する協議 ・地域住民への周知、利用促進の取組み (4) 個別相談会に参加していること	(1) 道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者又は事業者グループであること。 (2) AIオンデマンド交通システム (AI (人工知能) を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム) を用いた運行が可能であること。 (3) 運行を行う事業者は福岡市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等の拠点を持つこと。 (4) 税・暴力団対策等に関する資格要件を満たしていること。

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

4. 地域の選定について

○ 応募があった地域の中から、下記の3エリアを候補地域として選定

【候補地域】

エリア	校区	運行内容の工夫
①	美和台・和白東・三苫校区	広域運行(柔軟なエリア設定)
②	老司・鶴田・弥永西・弥永・臼佐校区	広域運行(")
③	小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・七隈・金山・片江校区	曜日別運行

【運行内容の工夫】

例1：広域運行（柔軟なエリア設定）
（複数校区等）

例2：曜日別運行
（複数校区等）



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

5. 交通事業者の選定について

○ エントリーがあった事業者に対し、エリアごとの事業提案を求め、

評価委員会を経て、下記の通り交通事業者を決定

【最優秀提案者】

候補地域		最優秀提案者	運行内容の工夫
エリア	校区名		
①	美和台・和白東・三苫	株式会社アイシンを代表とするグループ	広域運行 (柔軟なエリア設定)
②	老司・鶴田・弥永西・弥永・臼佐	株式会社アイシンを代表とするグループ	広域運行 (柔軟なエリア設定)
③	小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・七隈・金山・片江	株式会社アイシンを代表とするグループ	曜日別運行

※最優秀提案者と市で協定締結の協議を行うもの

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

5. 交通事業者の選定について

○本提案競技では、持続可能な生活交通の仕組みづくりに向けて、先端技術等を活用し、市や地域と共働で、主体的に取り組まれる企画提案をいただいた。

【最優秀提案者の提案内容】

◆各エリアの運行内容

エリア	①美和台・和白東・三苦校区	②老司・鶴田・弥永西・弥永・臼佐校区	③小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・七隈・金山・片江校区
運行内容	広域運行	広域運行	曜日別運行
実施体制	(株)アイシン(企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) (株)第一交通 (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)
システム名	チョイソコ	チョイソコ	チョイソコ
乗り場	64箇所	76箇所	141箇所
運行日	平日 (月～金)	平日 (月～金)	平日 (月～金) 及び土曜日 ※各3曜日
運行時間帯	8:00～18:00 (ドライバー休憩1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩1時間含む)
運賃設定	300円/1乗車	300円/1乗車	300円/1乗車
使用車両	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)

※いずれのエリアにおいても、取組み開始後、地域、交通事業者、市など関係者と協議の上、運行内容を決定

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

5. 交通事業者の選定について

【最優秀提案者の提案内容】

◆主な提案内容

～利便性向上の取組み～

■ 会員制度

会員登録制とし最寄り停留所を登録することにより、毎日の予約をスムーズに行う。
また、会員証には予約に必要な情報を記載。
初めてのご利用でも迷うことなく利用可能。
電話予約時は高齢者とのコミュニケーションに優れた専門オペレーターが対応。

■ 各種支払い方法に対応

現金のほか、クレジットカード（事前決済、WEB予約時）や、交通系ICカード（電子マネー）など、各種支払いに対応し、利用者の利便性向上とスムーズな決済を実現。

お乗りになりたい30分前までに電話します。
(受付は1週間前から可能)

- ①名前もしくは会員番号
- ②利用希望日・時刻
- ③乗る場所・降る場所
- ④同乗者の有無を伝えます。



帰りの受付を
することも
できます

～採算性確保の取組み～

■ エリアスポンサー制度

地域の事業者からの協賛・広告料により、運営費用の一部を支えていただくことで採算性高く運営を維持することを目指す。

【スポンサープラン案】

- ゴールドプラン10,000 円/月
⇒停留所設置+通信広告+イベント開催
- シルバープラン 5,000 円/月
⇒停留所設置+通信広告
- ブロンズプラン3,000 円/月
⇒停留所設置



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

5. 交通事業者の選定について

【最優秀提案者の提案内容】

◆主な提案内容

～利用促進の取組み～

- 専用パンフレット・停留所マップ制作
運行地域専用のパンフレットと停留所マップを制作。
初めて利用する方にも判り易いツールを準備。

- 会報誌による最新情報を発信
会員に3か月毎に会報誌「チョイソコ通信」を郵送し、
運行に関する更新情報をお伝えするとともに、
“お出かけしたくなる”様々な情報を発信。
同時にエリアスポンサーの広告を発信することにより
スポンサーの協賛価値向上を図る。



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

6. 今後の取組みについて

- 市、交通事業者、地域の三者で協議会を立上げ、運行内容や利用促進策の協議・検討など、関係者と協議・検討を進め、運行開始に向けた取組みを行っていく。

